

# 平成31年分「定期報告書」の提出 をお願いします！！

家畜伝染病予防法第12条の4の規定に基づき、家畜の所有者又は飼養管理者は毎年 **2月1日時点の飼養状況** について家畜保健衛生所に報告する義務があります。

## 定期報告の概要

### ◆報告の対象家畜および報告期限

1. 牛、水牛、鹿、豚（ミニブタ・イノブタを含む）  
いのしし、馬、めん羊、山羊

➡ 平成31年4月15日

2. 鶏（ウコッケイ、チャボを含む）、あひる、うずら  
きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥

➡ 平成31年6月15日

### ※報告期限について

平成31年4月15日（鶏等は平成31年6月15日）となっておりますが、定期報告書は

**平成31年3月31日**までの提出にご協力ください。

**提出先：〒501-1112 岐阜市柳戸1-1  
中央家畜保健衛生所**

### ◆報告事項

1. 基本情報 (1) 家畜の所有者および管理者の氏名又は名称および住所  
(2) 農場（飼養場所）の名称および住所  
(3) 家畜の種類および頭羽数 など
2. 飼養衛生管理基準の遵守状況
3. 添付書類 (1) 農場の平面図（衛生管理区域などを明示）  
(2) 家畜の飼養密度  
(3) 埋却地の確保状況（所在地、面積、利用状況） など

中央家畜保健衛生所

岐阜市柳戸1-1 TEL:(058)201-0530 FAX:201-0531  
E-mail:c24502@pref.gifu.lg.jp 休日及び平日の時間外(17:30～  
翌日8:30)の緊急連絡はTEL:090-7024-5269まで

